

# 山口県土木建築部所管公共事業の再評価実施要領

## 第1 目的

山口県土木建築部所管の公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価システムを導入し、もって事業採択後一定期間を経過した後も未着手である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の再評価を行い、事業の継続又は事業の見直し若しくは事業の中止の決定を行うことを目的とする。

## 第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、土木建築部が所管する全ての公共事業とする。ただし、維持管理事業、災害復旧事業及び局部改良事業等の比較的小規模な事業を除く。

## 第3 用語の定義

1 「事業採択」とは、事業費が予算化された時点をいう。

なお、事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画及び港湾計画の決定又は変更が行われた事業については、事業費が予算化された時点を「都市計画及び港湾計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われた事業については、事業費の予算化された時点を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

2 「一定期間」とは、5年間をいう。

3 「未着手の事業」とは、用地買収手続と工事のいずれにも着手していない事業をいう。

なお、市街地再開発事業について、権利変換等が実施されている場合は、「未着手の事業」としないものとする。

4 「長期間が経過している事業」とは、国庫補助事業は5年間、交付金事業等その他の事業は10年間を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業をいう。

5 「準備・計画段階」とは、大規模な事業箇所では着工準備費若しくは実施計画調査費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階をいう。

## 第4 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、次の事業とする。

1 事業採択後一定期間を経過した後も未着手の事業

2 事業採択後長期間が経過している事業

3 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業

4 再評価実施後一定期間が経過している事業

なお、社会的状況の急激な変化等により、再評価の実施主体が再評価を実施する必要があると判断した場合は、随時再評価を実施するものとする。

## 第5 再評価の実施及び結果等の公開

1 再評価の実施手続

(1)再評価の実施主体は、県とする。

(2)再評価の実施時期は次のとおりとする。

第4の1の事業にあつては、事業採択後5年目の年末までに実施する。

第4の2の事業にあつては、事業採択後、国庫補助事業については5年目、その他の事業については10年目の年末までに実施する。

第4の3の事業にあつては、予算化後5年目の年末までに実施する。

第4の4の事業にあつては、再評価実施後5年目（下水道事業にあつては10年目）の年末までに実施する。

(3)対応方針案の作成

第2に掲げる事業において、県は、関係する市町村の意見の聴取、再評価を行うに当たって必要となるデータ収集、整理等（以下「再評価に係る資料の作成」という。）を行い、事業の継続又は見直し（事業手法、施設規模等内容の見直し、配慮すべき事項を含む）、若しくは中止の方針（これらに伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）案の作成を行う。

(4)対応方針の決定

県は、学識経験者等の第三者で構成される委員会（以下「事業評価委員会」という。）を設置して、上記(3)による対応方針案について意見を聴取し、その結果を踏まえ対応方針を決定する。

2 再評価結果、対応方針等の公開

県予算案発表時に対応方針等について説明するとともに、予算成立後においても、再評価結果、対応方針、結論に至った経緯、再評価の根拠等を公開する。

## 第6 事業評価委員会

- 1 事業評価委員会における審議対象事業  
委員会は、県が再評価を実施した全ての事業の対応方針案について審議するものとする。  
なお、市町村等が事業主体である土木建築部所管事業について市町村長等から依頼があれば審議の対象に含めるものとする。
- 2 事業評価委員会の役割  
事業評価委員会は、当該事業に関する対応方針案について審議を行い、知事に対して審議結果を報告するものとする。
- 3 事業評価委員会における審議方法  
審議方法は、事業評価委員会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。
- 4 事業評価委員会の意見の尊重  
知事は、事業評価委員会から報告があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

## 第7 再評価の方法

- 1 再評価手法
  - (1)再評価手法の策定  
土木建築部に公共事業の評価システムに関する土木建築部評価システム検討委員会（以下「評価システム検討委員会」という。）を設置する。  
各事業所管課は、国が策定した再評価手法を参考として、県再評価手法を策定し、評価システム検討委員会に報告するものとする。評価システム検討委員会は、必要に応じて、各事業ごとの再評価手法の調整を行うものとする。
  - (2)再評価の視点  
再評価を行う際の視点は次のとおりとする。  
事業の進捗状況  
事業を巡る社会経済情勢の変化  
事業採択時の費用対効果分析の要因の変化  
コスト縮減や代替案立案等の可能性
  - (3)事業の状況に応じた再評価手法の設定  
事業採択後長期間が経過している事業の再評価を行うに当たって、事業の進捗状況、地元情勢等から判断し、チェックリスト等による再評価手法、詳細な再評価手法等事業の状況に応じて適切な再評価手法を設定するものとする。  
なお、チェックリスト等の再評価手法による再評価により要因の変化等が認められた場合には、詳細な再評価手法による再評価を実施するものとする。

## 第8 その他

- 1 市町村に対する要請  
知事は、市町村に対して、再評価体制、再評価手法の整備を要請するものとする。
- 2 各事業所管課は、本要領に基づき、各事業ごとの再評価について実施要領の細目を定めるものとする。

## 第9 経過措置

- 1 第5の1(2) に該当する事業のうち、平成22年度において事業採択後5年間から9年間経過している補助事業については、平成23年度に再評価を実施することができる。

### 附 則

- 1 この要領は、平成10年10月30日から施行する。
- 2 この要領は、平成11年10月13日から施行する。
- 3 この要領は、平成13年 8月 1日から施行する。
- 4 この要領は、平成22年 8月 5日から施行する。